

令和 8 年 2 月 6 日

訪問看護ステーション管理者 様

公益社団法人日本看護協会
公益財団法人日本訪問看護財団
一般社団法人全国訪問看護事業協会

訪問看護車輛における「駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関するヒアリングの実施」に係る Web アンケート調査へのご協力のお願い（調査依頼）

日頃より、訪問看護の提供及び推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月 21 日に閣議決定されました「規制改革実施計画」に基づき、訪問看護車輛の駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和 7 年 3 月 31 日付け警察庁丙規発第 7 号ほか。以下「局長通達」という。）により示されたところです。その後、都道府県警察により公安規則等の見直しが行われ、実運用が始まっていることと存じますが、当該実施計画においては「警察庁は、（中略）令和 6 年度は半年に 1 度程度、それ以降は当面の間、年に 1 度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともに H P 等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する」こととされています。

そこで今般、下記の事項についてお伺いしたく、Web アンケート調査（10 分程で終了）にご協力いただけますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、回答いただいた実態等をもとに、日本看護協会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会の 3 団体にて警察庁からのヒアリング対応を行い、現場の状況をお伝えする予定でありますこと申し添えます。その他、賃上げ・物価上昇対策に係る補正予算事業についても参考情報を添付しておりますので、ご確認ください（期限付き）。

記

- 1 駐車許可に関する手続は円滑に行われているか
- 2 不許可処分を受けた事例は有ったか（有る場合にはその内容）
- 3 駐車規制からの除外措置に関する手続は円滑に行われているか

《Web アンケート調査用 URL》 <https://forms.gle/rsZdTncv78MuWRfP6>

締切：2026 年 2 月 20 日（金）

こちらからも回答できます



【本調査に係るお問い合わせ先】

公益財団法人 日本訪問看護財団 担当：大竹
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5F
TEL：03-5778-7001（平日 9 時～17 時にお願ひします） FAX：03-5778-7009

※日本看護協会、全国訪問看護事業協会にお問合せいただいても構いません

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ①

令和7年度厚生労働省補正予算において、訪問看護ステーションを対象にした支援が実現しました！

厚生労働省の
実施要綱
(R7/12/25
発出) はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001623447.pdf>

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されます

2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

補助金の要件[①または②のいずれか]

①基準月において、生産性向上や協働化に係る取組として以下のいずれかの取組を行っていること。

- (ア) ケアプランデータ連携システムに加入していること。
- (イ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

②基準月において、処遇改善加算Ⅳの算定に準ずる(ア) から (ウ) までの要件を全て満たすこと。

- (ア) 任用要件・賃金体系の整備等
- (イ) 研修の実施等
- (ウ) 職場環境等要件

※基準月にケアプランデータ連携システムに加入していない場合でも、加入の誓約により申請可能です！②の要件についても誓約等により申請可能な措置が示されています！

- ✓ 基準月は令和7年12月
- ✓ 補助額の考え方は、実施要綱の5を参照ください

訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、厚生労働省の実施要綱や都道府県の交付要綱等をご確認の上、ご準備ください

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ②

令和7年度厚生労働省補正予算における「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」をご活用ください！

2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されています

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

・補助上限額：1事業所あたり20万円

・対象経費：以下の(1)及び(2)

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

例)

ア.燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
イ.ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用の一部を補助する事業

例)

ア.飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
イ.ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
ウ.衛生用品、医療用品等の購入等経費
エ.簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
オ.その他災害への備えとして必要と認められる経費

※補助上限額を越えない範囲で、(1)(2)の両方を申請することができます。

※実際の助成にあたっては都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に即して幅広く対象経費を判断します。

厚生労働省の
実施要綱

(R8/1/14発出) は
こちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/001632315.pdf>

助成を受けるためには、都道府県への申請が必要です。訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、厚生労働省の実施要綱や都道府県の交付要綱等をご確認の上、ご準備ください。

訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ③

「医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援」の給付金支給にあたっては、**令和8年3月1日までに「訪問看護ベースアップ評価料」の届け出が必要です！**

3. 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

このほか、下記の支援も実現しており、通知等が発出されています

1. 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
2. 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

・給付金支給額：1施設あたり22.8万円

・対象：令和8年3月1日時点で「訪問看護ベースアップ評価料」を届け出ている施設

厚生労働省の
実施要綱

(R8/1/26発出) は
こちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001643278.pdf>

3月1日

ベースアップ評価料届出期限

令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
本事業の支給額を活用した対象職員のベースアップ（※）の実施 （※）基本給又は決まって毎月支払われる手当						当該ベースアップ（※）の 水準を維持又は拡大		
						実績報告		

※給付金は全額賃金改善に充てる必要があります。

※賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給することが可能ですが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行う必要があります。

訪問看護ベースアップ評価料の届け出がお済みでない場合は、3月1日までに届け出をお願いします。
訪問看護ステーションの皆さまにおかれましては、交付要綱等をご確認の上、ご準備ください。